

庄原市職員交通事故処理規程(平成17年3月31日訓令第2号)

最終改正:平成28年3月31日訓令第20号

改正内容:平成28年3月31日訓令第20号[平成28年4月1日]

○庄原市職員交通事故処理規程

平成17年3月31日訓令第2号

改正

平成19年3月30日訓令第6号
平成19年10月1日訓令第15号
平成20年3月31日訓令第6号
平成25年8月30日訓令第12号
平成28年3月31日訓令第20号

庄原市職員交通事故処理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、庄原市職員の公務中の交通事故の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において交通事故とは、自動車その他の車両(以下「車両」という。)による死傷又は物の損壊をいう。

(運転していた職員等の処置)

第3条 交通事故があったときに当該車両を運転していた職員及び乗車していた職員(以下「当該職員」という。)は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第72条に基づく必要な処置をとるとともに、その他の関係職員は、一体となって事後の処理に当たらなければならない。

(上司への報告)

第4条 当該職員(当該職員に支障があるときは、関係職員)は、前条に定める処置を終了したときは、直ちに所属課長及び所属部長(支所に所属する職員の場合は、所属室長及び支所長)に交通事故の概要を口頭報告し、必要に応じて、事務担当副市長及び市長に報告して指示を受けなければならない。

2 当該職員は、前項に定める報告を行った後、報告書(様式第1号)を作成し、所属課長とともに総務部総務課長を通じて市長に提出し、交通事故の状況を詳細に説明しなければならない。

(交通事故処理会議)

第5条 交通事故の処理に関し協議するため、庄原市職員交通事故処理会議(以下「処理会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第6条 処理会議は、次の事項について協議する。

- (1) 被害者に対する見舞、賠償、その他の処置に関すること。
- (2) 交通事故における当該職員の賠償責任並びに求償に関すること。
- (3) その他交通事故の処理に必要と認める事項

(組織等)

第7条 処理会議は、総務部長が主宰する。

2 処理会議は、総務部長、総務部総務課長、総務部管財課長、当該職員の所属課長(当該職員が支所に所属する職員の場合は、所属室長)及び安全運転管理者をもって充てる。

3 総務部長に支障があるときは、総務部総務課長がその職務を代理する。

(会議)

第8条 会議は、必要に応じて総務部長が招集する。

2 総務部長は、必要があると認めるときは、当該職員から事情を聴取するとともに、当該職員に見積書、診断書等の提出を求めものとする。

3 総務部長は、必要があると認めるときは、当該職員を会議に出席させ弁明の機会を与えることができる。

4 総務部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

5 議事は、原則として出席構成員全員の一致をもって決するものとする。

(庶務)

第9条 処理会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(市長への報告)

第10条 処理会議は、協議を終了したときは、速やかにその結果を市長に報告するものとする。

(示談等の手続)

第11条 市長は、前条に定める処理会議の報告に基づき総務部総務課長に処理方針を指示するものとする。

2 総務部総務課長は、前項に定める指示に従い、損害金の支払、債権の確保等について示談交渉し、示談書(様式第2号)の作成締結その他の必要な処理をするものとする。

(損害賠償)

第12条 前条に定める示談書の内容が、市の義務に属する損害賠償の額を定めるものであるときは、議会の議決又は市長の専決を経るものとする。

(調停又は訴訟)

第13条 市長は、第11条に定める示談が成立しないとき又は成立の見込みがないときは、民事調停又は民事訴訟の手続きにより所要の解決を図るものとする。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令第6号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年10月1日訓令第15号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月31日訓令第6号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年8月30日訓令第12号)

この訓令は、平成25年9月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日訓令第20号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

様式(省略)
